

プロテスト委員会から選手へのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1 スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらない場合には、抗議されたかどうかに関わらず、速やかにペナルティー（リタイアの場合もあります）を履行してください。

違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、[オンラインフォーム“ペナルティ報告”](#)に記入して送信することでも報告できます。

- スポーツマンシップに違反している場合を除き、プロテスト委員会は第 2 章の規則の違反に対しては、通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば：

- a 規則に違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- b 裁量ペナルティーの対象となる規則に違反したことを知りながら、報告しない。
- c 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- d チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。
- e 損傷や障害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

2 外部の援助

準備信号の後に、支援艇等から指導や助言を得たり、セーリング用品を受け渡したりすると規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。支援艇のレース・エリアへの侵入が禁止されている場合、援助を必要とするレース中ではない艇は、レース・エリアの外にいる支援艇のところまで帆走する必要があります。

3 推進方法

World Sailing Rule42 Interpretation（規則 42 の World Sailing 公式解釈）の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます。

JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます：

- a 各プロテスト委員会艇には通常 2 名のジャッジが乗船していますが、一人でも規則 42 の違反を確信すればペナルティーを課します。
- b ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。

付則 P に基づくペナルティーを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから海上で説明を受けることができます。海上で時間がない場合など、陸上でも説明を受けることができます。その際はプロテスト委員会までお越しくください。

4 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり（真実を証言しないことも含む）すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が招集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

5 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は[オンライン掲示板“審問予定”](#)に掲示されます。

開始予定時刻までにプロテスト・ルーム前で待機しててください。

当事者が現れない場合には、その当事者が出席いなくても審問をして判決を行います（規則 63.3(b)）。

6 審問のオブザーバ

パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、全ての当事者が同意した場合には、認められます。

オブザーバは、審問開始予定時刻までにプロテスト委員会へ傍聴を希望する旨を申し出てください。

審問開始後のオブザーバの入室は認められません。

7 審問中のスマートフォンやタブレットなどの使用

当事者やオブザーバは、審問中にルールブックやケースブックなどを確認するため、あるいはメモを取るなどのために、スマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどの電子機器を使用することができます。

ただし、録音や録画をすることは認められません。また、外部とのコンタクトや通信も認められません。スマートフォンなどの電子機器は機内モードにした上で Wi-Fi と Bluetooth を無効にしてください。これと同等の設定ができない電気機器の使用は控えてください。

8 成績照会と救済要求

例えば OCS と記録された艇がレース委員会の誤りを主張して救済要求した場合、救済が与えられるためには、自艇が正しくスタートしたという主張を証明するための証拠を審問で提示する必要があります。例えば、OCS と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時のスタート・ラインと自艇の位置関係を証明していないからです。プロテスト委員会には、確からしさの比較に基づいて事実を認定することが求められています（規則 64.1(a)、ケース 136 参照）。

レース委員会による得点記録に誤りがあると判断した艇は、“Scoring Inquiry（成績照会）”をして訂正を要請することもできます。レース委員会は、回答する前に、証拠を提示するなどして説明することがあります。それでも最終的に納得がいかない場合、もちろん艇は救済要求することができますが、このような場合でも、救済要求は規則 62.2 に定められた時間内に提出する必要があります。

9 ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠の提示

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行ってください。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることができるように準備してください。

10 プロテスト委員会への質問・要望

選手やコーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員長に質問することができます。[オンラインフォーム“質問の送信”](#)に記入して送

信してください。質問と回答は WEB 上に文書で掲示して公開します。

プロテスト委員長

橋本 健太郎

Kentaro Hashimoto

Chairman , Protest Committee